あなたが残したいもの・伝えたい思いは何ですか？

その日は突然やってくる

相続について考える

平成２５年９月号

www. o-souzoku. net

司法書士藤井真司事務所

〒810-0072

福岡市中央区長浜２丁目５番

港ビル 203 号

ＴＥＬ：092-713-4900

司法書士　：　藤井　真司

今年は、近年にないほど暑い夏で、それも長く暑かったようです。異常気象と言われて久しいですが、これもそのせいにしたいくらいに、色んな気象記録を塗り替えたようですね。９月になってもまだまだ残暑厳しい日が続きそうです。暑さ寒さも彼岸までというように、秋の彼岸の中日は９月２３日です。この頃には暑さもなくなり、しのぎやすくなっていると思いますが、季節の変わり目ですので、体調管理に気をつけましょう。

そして、彼岸は亡き人々を想う日でもあります。ふと自分自身のこれからを静かに考えるには季節的にも良いのかもしれません。

遺言書があればよかったのに・・・

今日の相談者は、銀行員のＡさんです。Ａさんは自分が担当するお客様の伊藤小百合さん（仮名・４５歳）のことで当事務所を訪れました。伊藤小百合さんは、夫の正夫さん（仮名・４８歳）と子供が３人の五人家族でしたが、ある日、正夫さんは、身体に不調を感じるので、病院で検査を受けたところ、末期がんと診断され、それから半年後に他界したとのことでした。この亡くなった正夫さんの相続財産に不動産があり、この不動産は、法定相続通りに相続登記をしているため、その名義人に未成年である３人の子供さんが入っていました。

この時の事情をお聞きすると、本来なら建設業（個人経営）を営んでいる関係で、奥さんである小百合さん単独で不動産を取得したかったそうですが、そうできなかったのには次のような訳があったとのことです。

正夫さんの死後、遺産分割協議をするにあたって、未成年である子供さんがいるために、裁判所での手続きが必要であることを知って、裁判所で説明を受けたそうです。その中で、遺産分割するにあたって、その相続分に応じた財産の取得が求められることでした。すなわち、不動産を全部、小百合さんが取得するなら、それに見合うだけの財産を子供たちに与えなければならないことでした。しかし、夫の遺した財産はこの不動産だけであり、子供に分ける他の財産はなかったので、仕方なく全員の共有名義にしたとのことでした。

ここからが、銀行員Ａさんの相談の中心的な部分になります。現在、小百合さんより融資の申し出があり、この不動産を担保に融資をすることが決まったのですが、そこに問題が発生しました。それは何かと言うと・・・未成年者の名義があるために、お母さんである小百合さんでは、融資を担保する抵当権設定契約について子供たちを代理できないので、抵当権設定契約をどうするのかということを尋ねられました。私は、家庭裁判所にこの契約に関する特別代理人の選任を申し立てることを提案し、小百合さんご本人から申し立てをして頂くようにしました。ここまでがＡさんの相談ですが、後日談として、この時の融資の資金は急いでいたようで、裁判所から審判が下りるまでは契約も登記も出来ませんので待つしかないのですが、約３カ月後に審判が下り、融資はどうにか間に合ったとのことでした。

この場合、もし、正夫さんに遺言書があり、奥さんの小百合さんに財産の全部を相続させるようにしてあれば、その遺言書により不動産の登記名義は小百合さん単独になり、その後の融資も速やかに行われたでしょう。未成年者を持つ方は、いざという時、少し考えなければならないですね。

ここでちょっと豆知識

遺留分ってなぁに？

特定の相続人に対して最低限度に保証されている、一定割合の遺産のことをいいます。

遺留分は、法定相続人のうち配偶者、子、孫、親、祖父母に限定されます。

したがって遺産相続とは異なり、兄弟姉妹には遺留分は認められません。